

平成 28 年 9 月 6 日
航空局航空ネットワーク企画課

高松空港運営の民間委託 公募選定手続き開始

～より利用しやすい高松空港の実現に向けて～

国土交通省は、民間のノウハウを活かして高松空港の利用促進・サービス向上を図るため、平成 30 年 4 月から高松空港の運営を民間に委託することを決定し、公募選定手続きの概要等を定めた「募集要項」等を策定しました。

高松空港の運営の民間委託は、比較的規模の小さなローカル空港(年間旅客数 約 181 万人(平成 27 年度))における全国初の運営委託の取組です。

滑走路とターミナルを民間企業に一体運営させることにより、民間のノウハウを活かして、更なる路線の誘致や利用者サービスの向上を図り、インバウンドやLCC需要等を積極的に取り込むことを狙いとしています。

1. 事業の概要

- ・ 公共施設等の管理者等：国土交通大臣
- ・ 事業期間：最長 55 年間（当初 15 年+オプション延長 35 年以内、不可抗力等による延長）
参考（仙台空港）：最長 65 年間（当初 30 年+オプション延長 30 年以内、不可抗力等による延長）
- ・ 事業範囲：空港運営等事業、ターミナルビル事業、駐車場事業 等
- ・ 事業方式：国は、公募により運営権者を選定
運営権者は、滑走路等の運営とターミナルビル等の運営を一体的に実施
国は、公共施設等運営権を設定し、運営権者より運営権対価を収受

2. 募集要項等に関する説明会の実施

募集要項等に関する説明会を平成 28 年 9 月 15 日（木）に開催いたします。説明会に関する詳細や申込方法等については別紙をご参照ください。

3. 募集要項等に関する質問の受付及び回答の公表

募集要項等に関して、平成 28 年 9 月 16 日（金）10:00 より 11 月 1 日（火）15:00 までの期間で質問を受け付けます。質問の提出方法等については別紙をご参照ください。

4. 今後のスケジュール（予定）

- ・ 平成 28 年 12 月 9 日 第一次審査書類の提出期限
- ・ 平成 29 年 1 月頃 第一次審査結果の通知
- ・ 平成 29 年 6 月頃 第二次審査書類の提出期限
- ・ 平成 29 年 8 月頃 優先交渉権者の選定
- ・ 平成 30 年 4 月 1 日 空港運営事業開始日

(募集要項等掲載 URL)

http://www.mlit.go.jp/report/press/kouku05_hh_000077.html

【問い合わせ先】

国土交通省航空局航空ネットワーク企画課空港経営改革推進室 川端、加藤、中村

連絡先: 03-5253-8111(内線 49-190、49-124、49-109) 03-5253-8714/03-5253-8715(直通)

03-5253-1658(FAX)

募集要項等に関する説明会及び質問の受付・回答の公表について（詳細）

募集要項等に関する説明会

- ・開催日時：平成 28 年 9 月 15 日（木）14:00～
- ・開催場所：東京都千代田区霞が関 2 丁目 1 番 3 号
中央合同庁舎 3 号館 10 階共用会議室 A
- ・申込方法：説明会への参加を希望する場合は、受付期限までに様式集及び記載要領に定める参加申込書を公募アドバイザーへ電子メールにて送信の上、説明会会場において原本の提出をお願いいたします。なお、会場での申込みの受付はいたしません。
- ・提出先（公募アドバイザー）：新日本有限責任監査法人
インフラストラクチャー・アドバイザリーグループ 高松空港担当チーム
（電子メールアドレス：takamatsu-airport@shinnihon.or.jp）
- ・受付期限：平成 28 年 9 月 14 日（水）13:00 まで（必着）
- ・留意事項：説明会に参加する方は、募集要項等をご持参ください（会場での配布は行いません。）。
また、写真撮影、ビデオカメラの使用はお控えください。

募集要項等に関する質問の受付及び回答の公表

① 質問の受付

- ・受付期間：平成 28 年 9 月 16 日（金）10:00 より
第 1 回 平成 28 年 10 月 6 日（木）15:00 まで
第 2 回 平成 28 年 11 月 1 日（火）15:00 まで
- ・提出方法：募集要項等に関する質問の内容を簡潔にまとめ、様式集及び記載要領に定める質問書に記入し、電子メールにより送信してください。なお、質問を公表された場合に提出者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容（特殊な技術やノウハウ等）が含まれる場合は、その旨を明らかにするようお願いいたします。
質問書は、Microsoft Excel により作成することとし、提出者の名称並びにその部署、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを必ず記載ください。提出先は、公募アドバイザーとします。なお、電子メール以外での質問には一切応じません。
- ・提出先（公募アドバイザー）：新日本有限責任監査法人
インフラストラクチャー・アドバイザリーグループ 高松空港担当チーム
（電子メールアドレス：takamatsu-airport@shinnihon.or.jp）

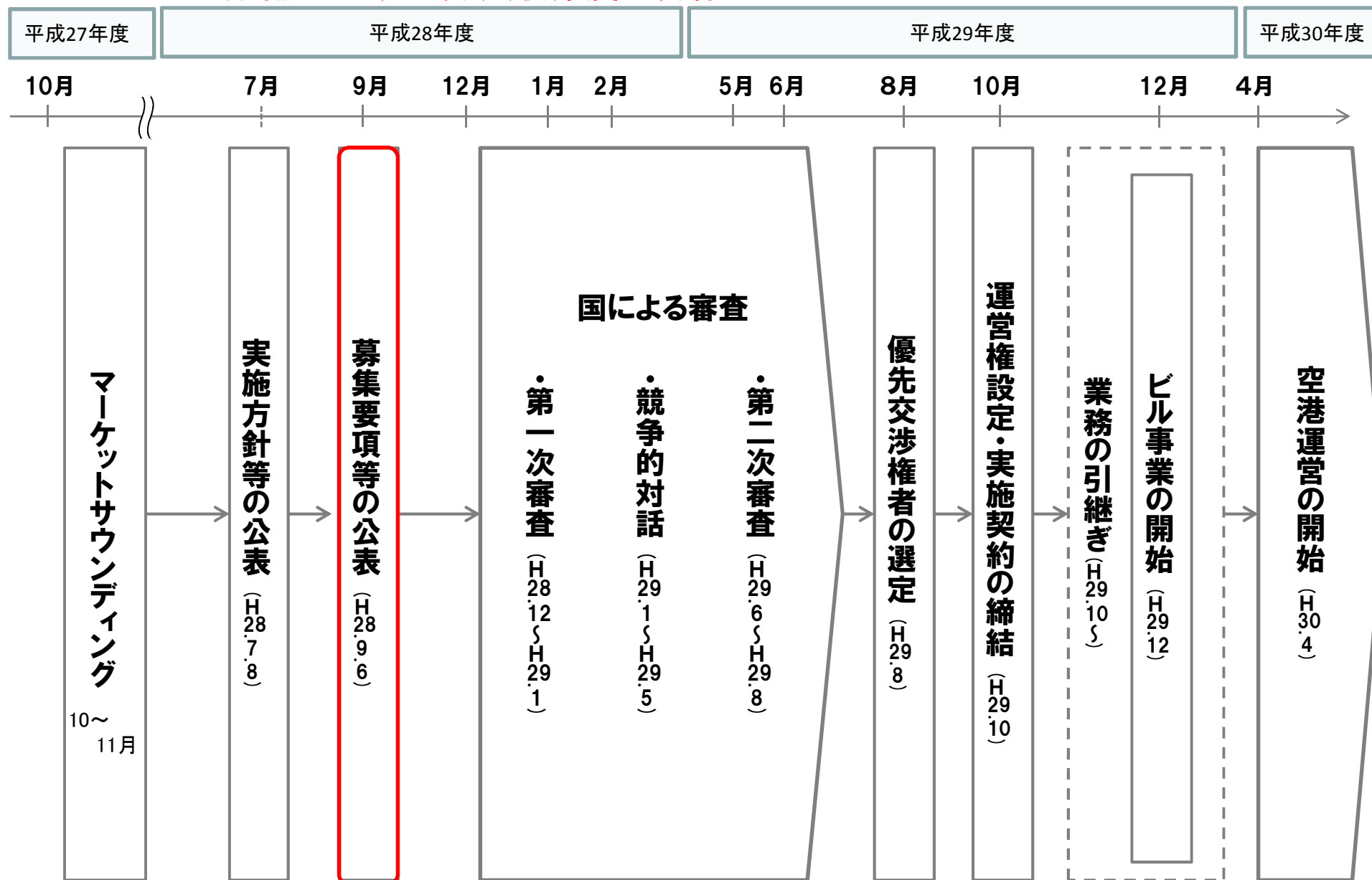
② 回答の公表

国は、質問者が提出時に明らかにした質問者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、募集要項等に関する質問のうち国が必要と判断したもの及びその回答を、回答公表予定日までに、国土交通省航空局のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表します。なお、公平を期すため、質問を提出した者への直接回答は行いません。

回答公表予定日：平成 28 年 11 月 18 日（金）

高松空港の運営委託に向けたスケジュール

※スケジュールは現時点での想定であり、今後、変更があり得る



国土交通大臣は、高松空港において民間による運営等を実施するため、先般実施したマーケットサウンディングにおいて得られた民間事業者からの提案内容等を参考にしつつ、高松空港特定運営事業等実施方針を定める(PFI法第5条第1項、民活空港運営法第5条第2項)。

本事業の概要

○ 目的

民間の資金・経営能力の活用による空港の一体的かつ機動的な経営を実現し、内外交流人口拡大等による地域の活性化を図る

○ 事業期間

最長55年間 (当初15年+オプション延長35年以内、不可抗力等による延長)

○ 事業方式

- ・ 国は、公募により運営権者を選定
- ・ 運営権者は、本事業の遂行のみを目的とするSPCとし、滑走路等の運営(着陸料の收受等)とターミナルビル等の運営を一体的に実施
- ・ 運営権者は、国から公共施設等運営権の設定を受けることにより滑走路等の運営を実施、ビル会社の株式を取得することによりターミナルビル等の運営を実施
- ・ 国は、運営権者から、運営権対価を收受
- ・ 関係地方公共団体は、運営権者と連携して空港の利用促進等に取り組むため、運営権者に対して出資(10%以下)し、役職員を派遣(非常勤取締役1名、職員1名)

○ 料金設定及び費用の負担

運営権者は、着陸料等、旅客取扱施設利用料その他の収入を設定・收受し、これらの収入により事業実施に要する費用を負担【独立採算型PFI事業】

※ 国は着陸料等の料金施策に係る提案を積極的に評価する予定

○ 本事業の範囲

- ・ 空港運営等事業 (滑走路等の維持管理・運営、着陸料等の設定・收受等)
- ・ 空港航空保安施設運営等事業 (航空灯火等の維持管理・運営等)
- ・ 環境対策事業 (緑地帯その他の緩衝地帯の造成・管理等)
- ・ ビル・駐車場事業 (旅客・貨物ビル施設事業、駐車場施設事業)
- ・ その他 (応募者による提案業務(地域共生事業、空港利用促進事業)等)

運営権者の募集・選定

※スケジュールは現時点での想定であり、今後、変更があり得る

○ 国による優先交渉権者選定手続

(H28.9~H29.8)

- ・ 有識者等から構成される審査委員会を設置
(国及び香川県の代表各1名を含む数名を選任予定)
- ・ 応募者が一定の参加資格要件を満たしているかを確認の上、提案内容を2段階で採点
- ・ 競争的対話等で民間事業者との間での相互理解を醸成
- ・ 地域活性化等の実現に資する者を総合的に判断のうえ優先交渉権者を選定
(運営権対価は0円を上回るものとして提案を受け)
- ・ 優先交渉権者が設立したSPCと実施契約を締結、所要の引継ぎを実施

⇒ 上記の各手続を経た上で、平成30年度からの運営委託開始を目指す

現 況

種 別 : 国管理空港
設置管理者 : 国土交通大臣
場 所 : 香川県高松市
滑 走 路 : 2,500m
旅客実績 : (国内) 165 万人
(平成27年度) (国際) 15 万人
貨物取扱量 : (国内) 6,414トン
(平成27年度) (国際) 19トン
主要路線 : (国内) 16 往復/日
東京(13)、成田(2)、那覇(1)
(国際) 17 往復/週
ソウル(3)、上海(4)、台北(6)、香港(4)



沿 革

昭和 33 年 旧高松空港供用開始(滑走路 1,200m)
平成 元年 旧高松空港供用廃止
新高松空港供用開始(滑走路 2,500m)、ターミナルビル供用開始
平成 3 年 高松空港へ名称変更
平成 4 年 国際線旅客ターミナルビル供用開始

